○大津町立小、中学校通学区域及び教育施設検討委員会設置要綱

平成６年６月３０日

教委要綱第２号

（趣旨）

第１条　町内の児童、生徒の健全な育成をめざし、適正な通学区域の設定と良好な教育施設の整備を図るため、大津町立小、中学校通学区域及び教育施設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

２　委員長、副委員長は、委員の互選による。

３　委員は、教育行政について優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員長及び副委員長の職務）

第３条　委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

２　副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　検討委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　検討委員会は、委員の過半数をもつて成立する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（所掌事項）

第６条　検討委員会は、大津町立小、中学校通学区域及び教育施設に関する諸問題について協議する。

（特別部会）

第７条　検討委員会を円滑に進めるために、特別部会を設けることができる。

（庶務）

第８条　検討委員会の庶務は、教育部学校教育課及び教育施設課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月２９日教委要綱第１号）

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年１月４日教委要綱第１号）

この要綱は、平成１１年１月４日から施行し、平成１１年１月１日から適用する。

附　則（平成１８年３月３０日教委要綱第３号）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日教委要綱第１号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１０月１日教委要綱第１４号）

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日教委要綱第２号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月２７日教委要綱第４号）

この要綱は、令和８年５月２７日から施行する。